

埼玉県特定外来生物対策連絡会議 アライグマ対策検討部会設置要綱

(目的)

第1条 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により特定外来生物として指定されているアライグマにかかる対策を検討することを目的として、埼玉県特定外来生物対策連絡会議（以下、「連絡会議」という。）にアライグマ対策検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討部会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) アライグマの情報交換に関する事項
- (2) アライグマの防除体制に関する事項
- (3) アライグマ防除実施計画及び防除実施方法の検討に関すること。
- (4) 防除対策の検証、計画の見直し等に関すること。
- (5) その他目的の達成に必要な事項

(構成員)

第3条 検討部会の構成員は、連絡会議の構成員等の中から第1条の目的の達成に係る関係機関により構成するものとし、別表に掲げる構成機関の職員とする。

2 議長は、埼玉県環境部みどり自然課長をもって充てる。

(検討部会)

第4条 検討部会は、議長が招集する。

2 検討部会の運営は、議長がこれに当たる。

3 議長は、必要に応じて検討部会に構成員以外の関係者の出席を要請することができる。

(庶務)

第5条 検討部会の庶務は、埼玉県環境部みどり自然課が担当する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

区分	構 成 機 関	
県	環境部みどり自然課	
	環境部中央環境管理事務所	
	環境部西部環境管理事務所	
	環境部東松山環境管理事務所	
	環境部秩父環境管理事務所	
	環境部北部環境管理事務所	
	環境部越谷環境管理事務所	
	環境部東部環境管理事務所	
	環境部環境科学国際センター	
	保健医療部生活衛生課	
	保健医療部衛生研究所	
	農林部農業支援課	
	農林部農業技術研究センター	
市 町 村	中央	さいたま市環境対策課
	西部	所沢市生活環境課
	東松山	東松山市環境保全課
	秩父	秩父市生活衛生課
	北部	寄居町生活環境エコタウン課
	越谷	草加市くらし安全課
	東部	加須市環境政策課